

福岡市立学校給食運営検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 小学校、中学校及び特別支援学校の給食運営に関する課題について、解決の方向性等を審議するため、福岡市立学校給食運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、現在実施している給食運営の課題に関して検討し、提言する。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 保護者代表 | 5名 |
| (2) 学識経験者 | 2名 |
| (3) 学校関係者 | 5名 |
| (4) 献立・物資・調理関係者 | 4名 |
| (5) 教育委員会事務局 | 4名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当初の委員の任期は、平成23年6月末日までとする。
2 委員が、途中で欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席できるように配慮して会議を開くものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部において行う。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は平成21年7月9日から実施する。